

どのようなデジタル教科書

教科書発行の立場から

吉田典裕

よしだ のりひろ
1958年生まれ
出版労連教科書対策部事務局長
子ども教科書全国ネット21常任運営委員
国際人権活動日本委員会幹事
元教科書出版社勤務

はじめに

二〇二六年六月一〇日、学校教育法一部改正が参議院で可決成立し、二〇二七年四月一日から施行されることになった。その中心点はデジタル教科書を教科書無償措置法の無償供給対象とすること、つまり「正式の」教科書とし、それに伴ってデジタル教科書についても紙と同様に検定対象とすること、さらに義務教育用については

無償供給の対象とすることである。

本稿ではこの法改正に伴って教科書がどのように変わるのか、また教科書をつくる側にどのような影響を及ぼすのかについて述べる。ただし現時点では明確にされていないことが非常に多いため、予測も多く含まざるをえないことをお断りしておく。

デジタル教科書が「正式の」教科書として導入されることは、教科書史上最大級の変革の一つであるにもかかわらず、文部科学省は、あまりに準備不足と言わざるを

えない。

以下の行論では、こうして進められようとしているデジタル教科書の導入について、教科書を発行する側から見た問題点について述べる。

学校教育法と関連法の改正

改正学校教育法でデジタル教科書が、「正式の」教科書として導入されることに伴い、従来の「教科用図書」は実態を表さないものとなり、法律上の用語も「教科書」と変更されることになった。義務教育用教科用図書の無償措置に関する法律（無償措置法）など、関連法の改正も、概ねこれにかかわる内容である。しかし学校教育法第三十四条などで課した検定済教科書の使用義務は改正されていない。紙であろうとデジタルであろうと、検定教科書は使い続けようということである。

次に現在のデジタル教科書の法的位置を確認しておく（デジタル教科書には「学習者用」と「指導者用」があるが、以下では前者を指す）。現在のデジタル教科書は、「紙の教科書に代えて使用できる教科書代替教材」であり、学校教育法施行規則の第五十六条の五で「教科用図

書代替教材」とされ、「教科書発行者が「紙の教科書の内容の全部をそのままデジタル化」した「教材」（ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能）」と定義されている。「デジタル化に伴い必要となる変更」とは、行間・字間・段組みの調整や紙の教科書で使われている書体をデジタルで表示可能なフォントに置き換えることなどの技術的な変更のことである。紙の教科書にはない動画や音声、アニメーション、練習問題などを追加するといった改変は認められないことになっている。現実にはそうでない部分もあるが、ここでは立ち入らない。小学校・中学校英語と小学校算数・中学校数学についてはデジタル教科書が無償供給の対象となっていて、文部科学省によれば、前者の普及率は一〇〇%、後者は約六〇%である。全教科へのデジタル教科書導入により、アニメーションや動画、音声なども検定対象にされる。当然ながら、これは教科書制作に大きな変更を迫ることになる。

デジタル教科書推進ワーキンググループ「審議まとめ」

少し時間を遡って、中央教育審議会初等中等教育分科